

静岡県告示第692号

静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定（平成4年静岡県告示第352号）の一部を次のように改正する。

令和5年11月28日

静岡県知事 川勝平太

改正前			改正後		
1 売りさばき人			1 売りさばき人		
名称（氏名）	所在地（住所）	売りさばき所の位置	名称（氏名）	所在地（住所）	売りさばき所の位置
（略）			（略）		
菊川市	菊川市堀之内61番地	菊川市堀之内61番地 菊川市役所内	菊川市	菊川市堀之内61番地	菊川市堀之内61番地 菊川市役所内
		菊川市下平川62番地 菊川市役所小笠支所内			
（略）			（略）		
2 （略）			2 （略）		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定は平成29年8月1日から適用する。